

【給与・年金所得の計算方法】

●給与所得の算出方法

給与収入金額	給与所得控除後の金額	
～ 550,999円	0	
551,000円 ～ 1,618,999円	収入 - 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入 ÷ 4 = A (千円未満の端数切捨て)	A × 4 × 60% + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		A × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		A × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入 × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円 ～	収入 - 1,950,000円	

※給与収入が850万円超で次のいずれかの要件を満たす場合（給与等の収入金額-850万円）×10%を控除（最高15万円）

- ①本人が特別障害者 ②年齢23歳未満の扶養親族がいる ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

●公的年金等の雑所得の算出方法

受給者の年齢	公的年金等の収入額（B）	年金以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和34年1月2日 以降生まれ	～ 1,299,999円	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	B × 75% - 275,000円	B × 75% - 175,000円	B × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	B × 85% - 685,000円	B × 85% - 585,000円	B × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円	B × 95% - 1,355,000円	B × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円
65歳以上 昭和34年1月1日 以前生まれ	～ 3,299,999円	B - 1,100,000円	B - 1,000,000円	B - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	B × 75% - 275,000円	B × 75% - 175,000円	B × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	B × 85% - 685,000円	B × 85% - 585,000円	B × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	B × 95% - 1,455,000円	B × 95% - 1,355,000円	B × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円

※給与所得と年金所得がありその合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の金額を給与所得から差引く。

所得金額調整控除 = 給与所得 + 年金所得 - 10万円

(給与所得と年金所得はそれぞれ10万円を超える場合10万円を限度とする。)